

地域福祉計画の関連分野における 国等の動向について ～次期地域福祉計画の策定に向けて～

- 1 **【国】孤独・孤立対策推進法の施行について**
- 2 **【国】生活困窮者自立支援法等の改正について**
- 3 **【府】第5期大阪府地域福祉支援計画について**
- 4 **【国】第二次再犯防止推進計画について**
- 5 **【国】第二期成年後見制度利用促進基本計画について**
- 6 **【国】子ども基本法について**

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日

孤独・孤立対策

背景

- 社会環境の変化により人と人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により**孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化**
※ 我が国は、社会関係資本に関連する指標（社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）等）がG7の中で下位に位置する（国連「世界幸福度報告」）
- 今後、**単身世帯や単身高齢世帯の増加**が見込まれる中、**孤独・孤立の問題の深刻化**が懸念
→ コロナ禍が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

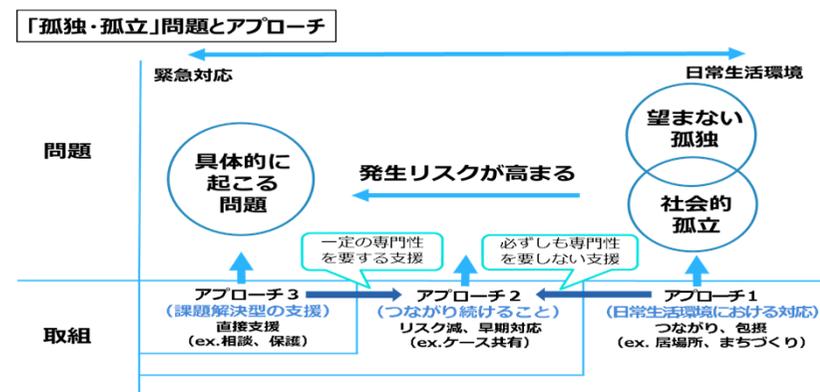
孤独・孤立対策

<基本理念>

- (1) **人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に、社会全体**で対応（孤独・孤立対策はすべての国民が対象）
- (2) **当事者や家族等の立場**に立って、施策を推進
- (3) 当事者や家族等が信頼できる人と**対等につながり、人と人との「つながり」を実感**できる施策を推進（ウェルビーイングの向上、社会関係資本の充実も）
社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で**緩やかに築ける社会環境**づくり
→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

<基本方針> →**具体的施策は重点計画に記載**

- (1) **孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会**とする
 - ① 孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
 - ② 支援情報の発信（ウェブサイト等） ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) **状況に合わせた切れ目のない相談支援**につなげる
 - ① 相談支援体制の整備（「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等） ② 人材育成等の支援
- (3) **見守り・交流の場や居場所を確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**
 - ① 居場所の確保（日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくり等）
 - ② アウトリーチ型支援 ③ 「社会的処方」の活用 ④ 地域における包括的支援体制
- (4) **孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化**
 - ① NPO等の活動への支援（各年度継続的に支援） ② NPO等との対話の推進
 - ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成（国・地方の官民連携プラットフォーム）
 - ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備



「孤独・孤立対策の重点計画」で、政府が今後重点的に取り組む具体的施策をとりまとめ。毎年度を基本としつつ必要に応じて、重点計画全般の見直しを検討。

⇒ 孤独・孤立対策を本格実施の段階へ進めていくため、国・地方公共団体における安定的・継続的な推進体制等に係る法整備を行う

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

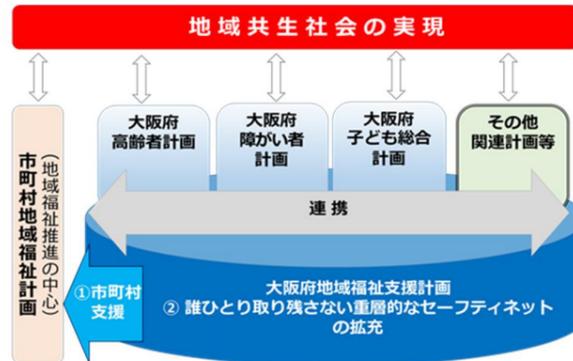
施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

第5期大阪府地域福祉支援計画の概要

1. 計画の位置づけ・めざすビジョン・計画期間

- **位置付け**：社会福祉法第108条の規定による都道府県地域福祉支援計画
 - ① 地域福祉を推進する市町村地域福祉計画を支援
 - ② 各福祉分野が共通して取り組むべき事項等を記載し、誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充について定める
- **めざすビジョン**：『誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会』
『地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会』
『あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会』
- **計画期間**：令和6年度から令和11年度（6年間） ※令和8年度に中間見直し



2. 地域福祉を推進する具体的施策

■ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて支え合える地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」をめざし、本人や世帯が抱える課題を、制度を超えて受け止め、福祉以外の分野とも協働した参加の場や働く場などを創造していく「包括的な支援体制の整備」を推進

4つの方向性に沿って、具体的な施策を展開

◆ 府内の先進的な取組み等のコラムを掲載（21本）

(1) 誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充

- ① 重層的な支援体制整備事業の推進
 - ◆ 「八尾市における重層的な支援体制整備事業」等
- ② 地域における権利擁護の推進
 - ◆ 「日常生活自立支援事業と意思決定支援」
- ③ 生活困窮者への支援
- ④ 虐待やDV防止に向けた地域における取組みの推進
- ⑤ 様々な課題への対応（ひきこもり、ヤングケアラー等）
 - ◆ 「OFIXによる多文化共生の社会づくり」等

(2) 地域福祉を担う多様な人づくり

- ① 地域福祉のコーディネーターの協働
 - ◆ 「協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」等
- ② 民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備
 - ◆ 「ICTを活用した民生委員・児童委員活動の環境改善」
- ③ ボランティアの参加促進・多様な機会創出
 - ◆ 「折り鶴プロジェクト」
- ④ 災害等における避難行動要支援者に対する支援体制の充実
 - ◆ 「災害時要配慮者を支える仕組み」
- ⑤ 介護・福祉人材の確保
- ⑥ 教育・保育人材の確保

(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化

- ① 安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進
 - ◆ 「岸和田市居住支援協議会の取組み」
- ② 社会福祉協議会に対する活動支援
 - ◆ 「市町村社会福祉協議会の地域福祉活動への取組み」
 - ◆ 「柏原市民間社会福祉施設連絡会（地域貢献委員会）の取組み」
 - ◆ 「社会福祉法人・福祉施設等の取組み」
 - ◆ 「特定非営利活動法人（NPO法人）の取組み」
 - ◆ 「隣保館の取組み」
 - ◆ 「漁福連携プロジェクトによる参加支援」
- ③ 地域の多様な主体（企業、社会福祉施設等、NPO等）との協働
 - ◆ 「社会福祉法人・福祉施設等の取組み」
 - ◆ 「特定非営利活動法人（NPO法人）の取組み」
 - ◆ 「隣保館の取組み」
 - ◆ 「漁福連携プロジェクトによる参加支援」
- ④ 福祉基金の活用・推進
- ⑤ 矯正施設退所予定者等への社会復帰支援
 - ◆ 「地域生活定着支援センターの取組み」
- ⑥ 第三者評価等による福祉サービスの質の向上
- ⑦ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監督

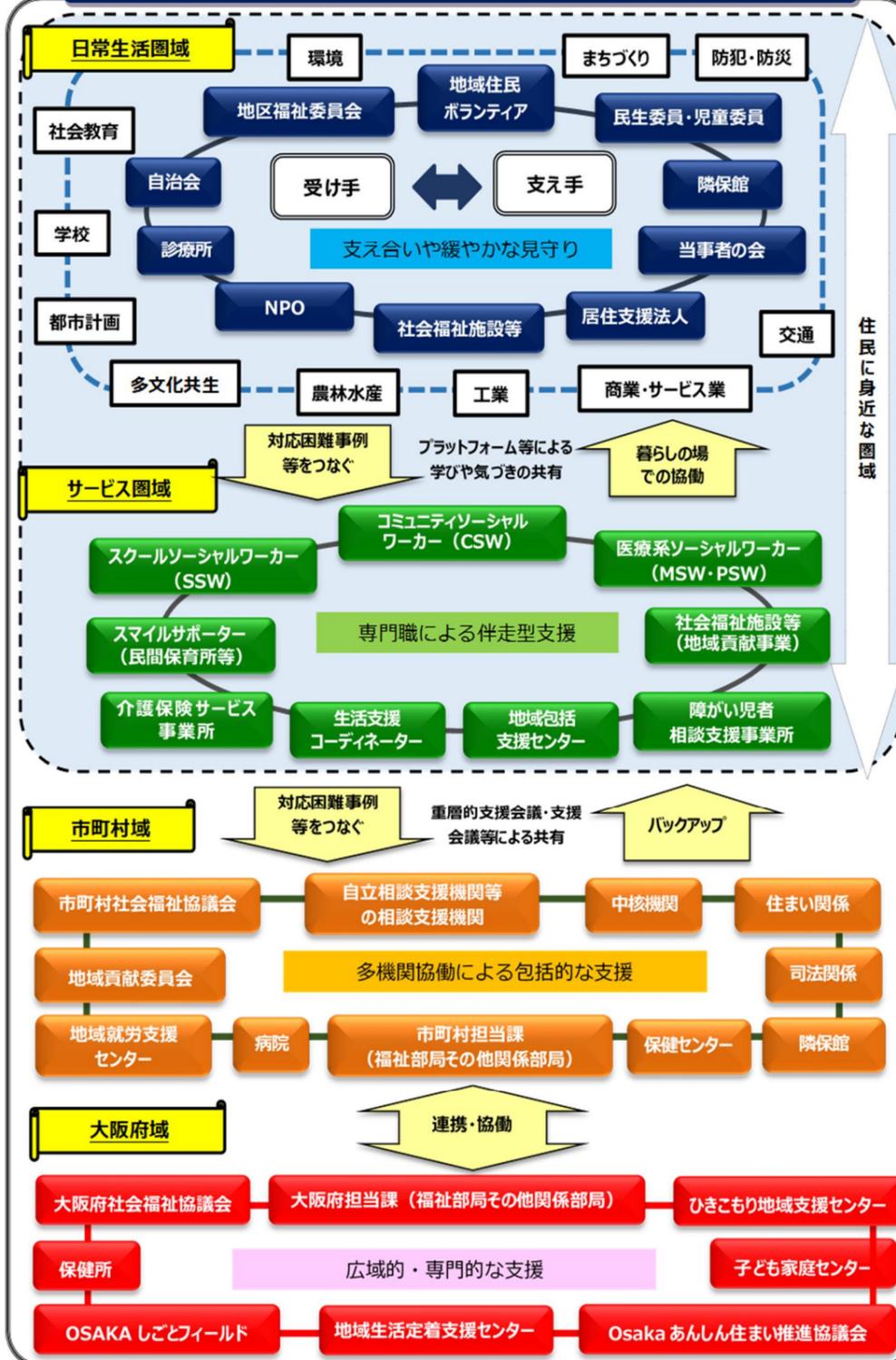
(4) 市町村支援

- ① 地域の実情に合わせた施策立案の支援
- ② 市町村地域福祉計画等の策定・改定支援

3. 目標・指標

- (1) **誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充**：① 重層的な支援体制整備事業及びその移行準備事業を全市町村が実施 ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築（「中核機関の整備」及び「市民後見人養成・支援事業」の全市町村実施、法人後見実施団体の育成） ③ 生活困窮者自立支援制度に基づく努力義務事業のうち家計改善支援事業を全福祉事務所設置自治体が実施 ④ ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなぐ「市町村プラットフォーム」を早期に政令市を除く全市町村が構築 ⑤ ヤングケアラー相談窓口を全市町村が設置
- (2) **地域福祉を担う多様な人づくり**：① CSWを全中学校区に1名配置（政令・中核市を除く） ② 制度の狭間を埋める連携ができるよう地域福祉のコーディネーターの養成研修等を市町村へ働きかけ ③ 特に災害リスクが高いエリアについて災害対策基本法改正から概ね5年（令和8年）以内の個別避難計画の作成を支援 ④ 災害時の円滑な安否確認に向け平常時からの見守り等の推進 ⑤ 需要推計を上回る介護・福祉人材の確保 ⑥ 教育・保育人材の確保による待機児童の解消と研修等による保育の質の向上
- (3) **地域の生活と福祉を支える基盤強化**：① 居住支援協議会設立市町村の人口カバー率を令和12年度末までに50%以上をめざし、居住支援協議会の設立を支援

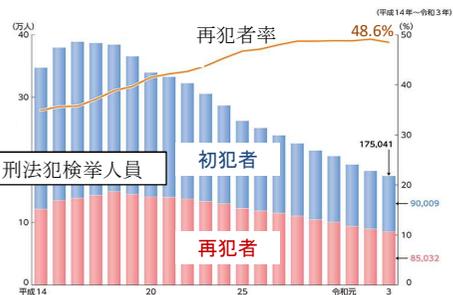
大阪府の包括的な支援体制（イメージ）



I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



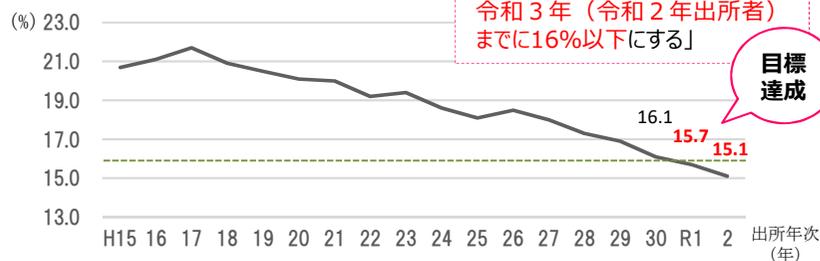
認知件数は戦後最少を更新
再犯者率は**上昇傾向**

- 平成28年12月「**再犯防止推進法**」公布・施行
- 平成29年12月「**再犯防止推進計画**」閣議決定
- 7つの重点課題について、**国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進**

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- **満期釈放者対策の充実強化**
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始（R.3.10～）
- **地方公共団体との連携強化**
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施（H30～R2）
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援（402団体で策定済み（R4.10.1））
- **民間協力者の活動の促進**
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固に**すること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の**特性に応じた刑務作業の実施**
- **雇用ニーズ**に応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

(2) 住居の確保

- **更生保護施設等**が地域社会での**自立生活を見据えた処遇**（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための**体制整備**
- 地域社会における定住先の確保に向けた**居住支援法人**との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- 福祉的支援の**ニーズの適切な把握と動機付けの強化**
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の**効果的な入口支援の実施**

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の**民間団体との連携強化**
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導における**ICTの活用**の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- **拘禁刑創設**の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- **若年受刑者**に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、**特定少年**に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- **持続可能な保護司制度の確立**とそのため保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- **地域の民間協力者**（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の**積極的な開拓及び一層の連携**
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の**役割の明確化**
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における**地域援助の推進**、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による**刑執行終了者等に対する援助の充実**、更生保護施設による**訪問支援事業の拡充**

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分量数及び再処分量率

3. 第二期成年後見制度利用促進基本計画

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題 (平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 19%
親族以外81%(うち弁護士27%、司法書士37%)

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応 (令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期計画の工程表とKPI ①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場 	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な運用の確保に関する取組 		利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全47都道府県 ・全47都道府県 	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等
	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施 		都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全47都道府県 ・全1,741市町村 	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進 		市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善	全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施		
権利擁護支援の行政計画等の策定推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全1,741市町村 	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・全47都道府県 	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
討 向 見 制 度 等 の 見 直 し 等 の 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施			
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討		地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討			
・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討						
・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	不正防止の徹底と利用しやすさの調和						
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
	・保険の普及等事後救済策の検討	—	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続			
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営			
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	中核機関のコーディネート機能の強化					
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—						

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

- 施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討